

平成23年8月4日
在チェコ日本国大使館
経 濟 班
領 事 班

旅券携帯義務及び旅行医療保険加入義務の免除について

今般、標記について当館より申し入れたところ、チェコ内務省から見解が示されましたので、その概要を下記のとおり、お知らせします。

1 旅券携帯義務について

チェコ国内において、外国人は、外国人滞在法第103条により、警察官から求められた場合、有効な旅券及び旅行医療保険加入証明書を提示することが義務付けられていますが、今後は、生体認証カードの所有者は同カードを提示することにより、旅券を提示する必要がなくなります。

2 旅行医療保険加入義務について

当地における外国人は、外国人滞在法第180条により、チェコの長期滞在ビザの取得等にあたり、旅行医療保険への加入が義務付けられています。

他方、日本からチェコに派遣されて一時的に就労する被用者等（以下「一時派遣被用者等」という。）については、日・チェコ社会保障協定に基づく適用証明書の提示により当該義務が免除されています。

また、一時派遣被用者等の扶養家族に対しては、旅行医療保険加入証明書なしで長期滞在ビザの申請等が受け付けられるとともに、不法滞在とならないよう特別な証明書が発給される暫定措置があります。

この暫定措置は、当初、生体認証カードの導入日（本年7月4日）までとされていましたが、同カードの導入後も、扶養家族の旅行医療保険の取扱いに関し、チェコ側と日本側で合意に至るまで継続されることとなります。